

令和 8 年度

県単河川改良工事（桁沼川護岸工）

特記仕様書

一級河川 利根川水系 桁沼川

東庄町 笹川い

千葉県香取土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工 期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から 1 3 0 日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	4 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数	0 . 7 8
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：3 9 日間／年間
- ロ) 8 時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：5 日間／年間
(少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)
(過去 5 か年（2021 年 1 月～2025 年 12 月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	—

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする

第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事施工中に配置する交通誘導員は、下記の通りとする。

工 種	昼間作業	備考
土砂搬入搬出時	1人/日以上	交通誘導員 B

第5条 工事支障物件

1. 工事支障物件等が発見された場合は、受注者において保護等を行うもの。

第6条 建設副産物

1. 共通事項
 - 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建

設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成后5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設発生土

建設発生土は、小見川浄化センター（片道運搬距離 6.9 km）に搬出するものとする。

3. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) 廃プラスチックは、香取産資源（有） 香取市木内 1182 地先、片道運搬距離 13.7 kmに運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第7条 段階確認

1. 受注者は、以下の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、工種、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。
ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	施 工 段 階
築堤・護岸工	—	法線設置完了時
		かごマット設置完了時（覆土前） 吸い出し防止材設置完了

2. 段階確認は該当工種の出来形確認及び技術的確認を行うものであり、給付の対象とはしない。

第8条 支給材料

支給材料は下表のとおりとする。

名称	規格	単位	数量	支給場所	摘要
ガードレール	Gr-C-4E	m	148m	東庄町役場 資材置場	現場より 1.2km

第9条 工事現場発生品運搬

1. 発生するガードレールの引渡し場所は、東庄町役場資材置き場(運搬距離 L=1.2km)とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	摘要
ガードレール	Gr-C-4E	m	148	現場より 1.2km

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第2章 材 料

第10条 材料の確認

以下の材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

区 分	規 格	備 考
かごマット	1000*500	
割栗石	50-150mm	
吸出防止材	合繊 厚さ 10mm	

第 11 条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用 途	粗骨材の 最大寸法	スランプ [°]	水セメント比	呼び強度	セメント の種類	備 考
小口止めコンクリート	25 (20) mm	8cm	60%以下	19.5N/mm ²	高炉	
均しコンクリート	25 (20) mm	8cm	—	18N/mm ²	高炉	

なお、上記仕様により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 12 条 土砂

土のうに用いる土砂は流用土とする。

第 3 章 施 工

第 13 条 仮設工

1. 本工事の工事用道路は敷鉄板を基本とする。
2. 施工箇所付近に電柱があるため、施工可能な仮締切工として大型土のう工を想定している。
3. 水替工は作業時排水を想定している。
4. 現場条件により、第 1 項から第 3 項により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 14 条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合は、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
用水・電力等の供給設備を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係

盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。

（４）地域連携

工事工程表、社会貢献を実施するものとする。

２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

なお、実施内容の変更を希望する場合は、協議のうえ、設計変更により実施する内容を変更できるものとする。また、実施を希望しない場合は、協議のうえ、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止めることができる。

３．現場環境改善費に計上した内容に関する工事成績評価の加点は行わないものとする。なお、計上した内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績 評価の加点対象とする。

第４章 そ の 他

第１５条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する(副本登録する) ・ 該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種：小規模土工、作業土工(床掘)、法面工 ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない